

# JIS 認証料金表

2015年9月1日改訂  
一般財団法人ベターリビング

この料金表は、一般財団法人ベターリビング（以下、CBL）が実施する JIS 認証の評価等に係る費用について記載しています。

＜この料金表をご覧ください上での注意＞

- ・お支払いいただいた料金は、原則として返却いたしません。
- ・この料金表により難しい場合は、評価の実施にかかる費用を算出して提示いたします。
- ・この料金表には、以下の費用は含まれていません。別途必要となりますのでご注意ください。
  - ・ CBL がサンプリングした製品の試験に係る費用
  - ・ 再評価に係る費用
  - ・ 工場評価日以外の日に行うサンプリングに係る費用
  - ・ 評価員の出張等に係る費用（注1）

注1. 評価を実施する場所に到着するまでに必要な交通費（交通機関の最寄りの駅・バス停等から評価場所までのタクシー代金等を含む）及び宿泊費のことです。

なお、交通費は実費とし、宿泊費は当財団の旅費規程に基づきます。

- ・ 消費税

なお、振込みに伴う諸費用は申請者に負担していただきます。

## 1. 新規認証に要する費用（別表1参照）

- (1) 初回工場評価に要する費用
- (2) 初回製品試験に要する費用

## 2. 認証維持確認評価に要する費用（別表2参照）

認証維持確認評価は、認証された日から起算して3年以内毎に1回行われます。なお、定期評価とは別に臨時に行うことがあります。臨時に行う場合は費用を算出して提示いたします。

- (1) 認証維持工場評価に要する費用
- (2) 認証維持製品試験に要する費用

## 3. 変更評価に要する費用（別表3参照）

- ・ 料金は、変更内容により異なります。

## 4. フォローアップ評価に要する費用

- ・ 115,000円/1申請1日（57,500円/1申請半日）

- ・ 是正項目が複数ある場合は、20,000円/1項目が加算されます。

（注）フォローアップ評価とは、評価の際に不適合が報告され、申請者がその不適合に対して是正処置を行い、再度その是正内容を評価するものです。

## 5. 認証料金の特例

申請内容を勘案し効率的な評価が実施できる等、適切な事由があると当財団が判断する場合は、

1. 新規認証に要する費用及び2. 認証維持確認評価に要する費用を減額します。

■ 新規認証料金：別表 1

以下の表が示す料金は標準的な料金です。当該表によりがたい場合は別途お見積もりします。

(単位：円)

項目		基準(A)	基準(B)	JIS 認証工場	
工場評価料	1社1工場1規格1種類の申請	390,000	280,000	190,000	
	1社複数工場の一括申請 <sup>※1</sup> (1工場追加する毎に加算する料金)	230,000	160,000	90,000	
	1社複数種類(同一規格)の同時申請 <sup>※2</sup> (1種類追加する毎に加算する料金)	45,000			
	1社複数規格(類似製品のJIS規格)の同時申請 <sup>※3</sup> (1規格追加する毎に加算する料金)	主工場	95,000		
		追加工場	55,000		
製品試験料	立会いによる場合 <sup>※4</sup>		230,000		
	第三者試験 <sup>※5</sup> (試験所評価を要する場合)		390,000		
	第三者試験(JNLA登録試験所のデータ活用の場合)		40,000		
	製品試験が1日増えた場合に加算する料金	立会いによる場合 <sup>※4</sup>		115,000	
		第三者試験(試験所評価を要する場合) <sup>※5</sup>		230,000	

■ 認証維持確認評価料金：別表 2

以下の表が示す料金は標準的な料金です。当該表によりがたい場合は別途お見積もりします。

(単位：円)

項目		基準(A)	基準(B)		
工場評価料	1社1工場1規格1種類の維持	220,000	150,000		
	1社複数工場の一括調査 <sup>※1</sup> (1工場追加する毎に加算する料金)	130,000	85,000		
	1社複数種類(同一規格)の同時調査 <sup>※2</sup> (1種類追加する毎に加算する料金)	25,000			
	1社複数規格(類似製品のJIS規格)の同時調査 <sup>※3</sup> (1規格追加する毎に加算する料金)	主工場	50,000		
		追加工場	30,000		
製品試験料	立会いによる場合 <sup>※4</sup>		200,000		
	第三者試験 <sup>※5</sup> (試験所評価を要する場合)		340,000		
	第三者試験(JNLA登録試験所のデータ活用の場合)		40,000		
	製品試験が1日増えた場合に加算する料金	立会いによる場合 <sup>※4</sup>		115,000	
		第三者試験(試験所評価を要する場合) <sup>※5</sup>		230,000	

※：工場評価料は1日で実施する場合に適用し、2日以上を要する場合は115,000円/1日、又は57,500円/半日が加算されます。

※1：当該料金は各工場の品質管理体制が同一である場合に適用します。

※2：当該料金は以下の全てを満たす場合に適用します。

- ・同一の日本工業規格であること。
- ・品質管理体制が同一であること。
- ・製造工程がほぼ同一であること。

※3：当該料金は以下の全てを満たす場合に適用します。

- ・品質管理体制が同一であること。
- ・製造工程がほぼ同一であること。

※4：評価員(1人)で立会試験(1日)を実施した場合(半日の場合は半額)

※5：評価員(2人)で試験所評価(1日)を実施した場合

■ 変更評価料金：別表3

分類	変更料金	変更の程度	備考
変更 A	新規料金の 80%～60%	変更の程度がかなり大きい もの	評価に係る業務量について、 新規評価時と比較してその割 合を計算します
変更 B	新規料金の 60%～40%	変更の程度が大きいもの	
変更 C	新規料金の 40%～20%	変更の程度が中程度のもの	
変更 D	新規料金の 20%～10%	変更の程度が小さいもの (現地評価を含まないもの)	
変更 E	10,000 円	品質管理責任者の変更等、承 認通知書を必要とするもの	
変更 F	0 円	経営者の変更等、承認通知書 を必要としないもの	

※新規料金とは新規認証料金：別表1の基準(A)又は基準(B)の料金をいう

6. その他の料金

- (1) 認証書・契約書の再発行 10,000 円
- (2) 英文認証書の発行 10,000 円